

令和7年 第4回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月24日（木）9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (9人)
会 長 1 番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委 員 2 番 津島 伊佐雄 3 番 米良 多恵子 4 番 安田 元信 5 番 池田 新吾
6 番 藤本 寿弘 7 番 兒玉 道治 9 番 井野内 由美子
4. 欠席委員 (1人) 8 番 川崎 正義
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 金丸 基治 幸森 秀樹
7. 議事日程 報告第 12号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 13号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について
議案第 9号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 10号 農地改良届事務取扱要領の制定について
8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は9名で議事録署名委員は3番委員と4番委員です。宜しくお願い致します。

『報告第12号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第12号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。

議案書の2・3頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。記載されています通り、申請4件の4筆です。申請番号1、場所は上町2丁目の1筆で、両地目は畑、面積は213㎡です。住宅を建設する為、有償の所有権移転となります。申請番号2、場所は南町3丁目の1筆で両地目とも畑、面積は349㎡です。事務所を建設する為、有償の所有権移転となります。申請番号3、場所は庵川西4丁目の1筆で両地目とも田、面積は639㎡です。駐車場及び資材置場とするため有償での所有権移転です。申請番号4、場所は庵川西4丁目の1筆で、両地目とも田、面積は396㎡です。住宅を建設するため有償での所有権移転です。4頁～6頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。県道土々呂日向線沿いに申請番号1の農地があります。5頁をご覧ください。南町簡易郵便局の北側に申請番号2の農地があります。6頁をご覧ください。心の杜から坂を下った住宅街に申請番号3・4の農地があります。以上報告になります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『報告第13号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)について』を議題とします。事務局

議長	の説明をお願いします。
事務局	報告第13号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)についてです。議案書の7頁をご覧ください。農地法第3条の届出を受理したことを報告します。記載されていますとおり、申請1件の4筆です。申請番号1、場所は大字加草字鴨原及び字海田の4筆で両地目は田、面積は合計で2,368㎡です。相続等による所有権移転です。8頁に地図を掲載しております。加草区共同墓地の周辺に申請農地があります。以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『議案第9号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第9号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の9頁をご覧ください。農地法第3条の所有権移転について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。申請2件の5筆です。申請番号1、場所は大字加草字新開及び字受の3筆です。両地目は畑、面積は合計で1,068㎡の無償での所有権移転です。申請番号2、場所は庵川西4丁目の2筆です。両地目は畑、面積は合計で216㎡の有償での所有権移転です。10頁～12頁に地図を掲載しております。10頁をご覧ください。門川防災ダムの南側に申請番号1の農地があります。11頁をご覧ください。永願寺奥ノ院の周辺に申請番号1の農地があります。12頁をご覧ください。心の杜から坂を下った住宅街に申請番号2の農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1について説明致します。4月17日、岡田係長案内の元、津島委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は3筆ありますが、1筆目が防災ダム多目的グラウンド手前の近くの山際で、竹林の中に申請地があり、現況は踏入不可能な状況です。2筆目が、永願寺近くで地目は畑ですが、現況は茶畑で地元の方達が管理されています。3筆目が、永願寺の右側で家と家との間の農地で、地目は畑ですが、現況は長年耕作されていない地です。譲渡人は、県外に永住しており管理ができないことで、今回、渡人の希望で、無償での所有権移転の申請になりました。ご審議の程よろしく願います。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。申請番号1について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に申請番号2について推進委員のご意見を伺います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。申請番号2について説明致します。4月16日、岡田係長案内の元、安田委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は、心の杜下の西側で市街化区域の中の地で、現況は、草が茂っており耕作している状況はなく、住宅に囲まれている所です。ご審議の程、よろしく願います。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。申請番号2について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第10号 農地改良届事務取扱要領の制定について』を議題とします。前回からの継続議案ですが、何かご質問や意見などございませんか。

藤本委員	第2条(4)「盛土の土質は従前の耕作土と同等以上であること」とありますが、河川の砂利等はどうなるのか。第9条「(関係機関での手続き)」とはどの機関になるのか。
事務局	第2条については、河川の砂利等は同等とは認めず転用扱いになると思います。第9条については、農地転用や盛土規制法などの届出の種類によって、農業委員会を通しての手続きや県庁での手続きなど、該当する関係機関で手続きをすることになります。
議長	他にご意見はございませんか。
白木推進委員	第4条「(農地改良の指導)」とありますが、対応としては、どういう要領で行うのか。
事務局	現地確認を委員にお願いしていますが、6・7頁にあるように、農地改良届・完了報告書を今回新しく作成し届出を出すようにしたので、届出があった近くの委員に対応をお願いすると思います。
藤本委員	農地改良変更届出書の※2の「着手から3か月以内を終期とする。」とあるが、変更届を出してからなのか、着手してからなのか。
事務局	当初の着手日から3か月以内ということになります。
議長	他にご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。以上をもちまして、令和7年第4回農業委員会定例総会を閉会します。

令和7年4月24日

議事録署名人

3番委員

米良多恵子

4番委員

安田元信